

生駒市勤務情報システム導入業務に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和6年8月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

下記業務について、公募型プロポーザル方式により業者選考を実施するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

- 1 業務名 生駒市勤務情報システム導入業務
- 2 業務内容及び提出書類 別添「生駒市勤務情報システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり
- 3 業務期間 契約締結日（令和6年10月上旬予定）から令和7年3月31日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 告示日において、プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証を取得していること。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」

という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 令和3年度から令和5年度までの3年間において、人口5万人以上の地方自治体に対して勤務情報システムの導入実績があること。

5 提出等

① 提出期限 令和6年9月4日(水)16時まで(必着)

② 提出場所 生駒市役所総務部人事課(4階46番窓口)

(〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38)

③ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、機能要件チェックリスト(様式10)のみ、紙での提出だけでなく生駒市人事課の稲葉(jinji@city.ikoma.lg.jp)あてにメールでもデータを提出すること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。